

王滝村消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号
の規定に基づき身体障害者療護施設に準ずる施設を定める規則

（平成 8 年 6 月 20 日 規則第 5 号）

王滝村消防団員等公務災害補償条例第 9 条の 2 第 1 項第 2 号の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 5 に規定する特別養護老人ホーム
- 2 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 39 条に規定する施設（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な被爆者を入所させ、養護することを目的とする施設に限る。）
- 3 労働者災害保証保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 23 条第 1 項第 2 号に規定する被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業に係る施設（同法に基づく年金たる保険給付を受給しており、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者を入居させ、当該者に対し必要な介護を提供する施設に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。